

1 住民登録・戸籍・印鑑登録

3か月以上 日本に 住む人に、熊本市が 住民票を 作ります。日本に 住み始めたとき、引っ越しすとき、國に 帰るときに、住民登録を します。住民登録を したら、市の サービスを 受ける ことができます。また、日本で 子どもが 生まれたとき、家族が死んだときは、区役所に 行かなければなりません。結婚や離婚をするときは、区役所に きてください。

(1) 住民登録

区役所 区民課

種類	いつ	必要な もの
入国 初めて 日本に 住み始めたとき 中長期在留者に なったとき	熊本市に 住み始めた 日から14日以内	○在留カード(空港で もらわなかつた場合は パスポート)、特別永住者証明書
転入 ほかの 場所から 熊本市に 引っ越したとき	熊本市に 来た日から 14日以内	○在留カード、特別永住者証明書 ○転出証明書 ○その他(※) ある場合は 持ってきてください マイナンバーカードなど
転出 熊本市から ほかの 場所に 引っ越すとき	引っ越す日の 2週間前から	○在留カード、特別永住者証明書 ○その他(※) ある場合は 持ってきてください マイナンバーカードなど
転居 熊本市の 中で 引っ越すとき	引っ越した日から 14日以内	○在留カード、特別永住者証明書 ○その他(※) ある場合は 持ってきてください マイナンバーカードなど
出国 日本を 出るとき	引っ越した日から 14日以内	○在留カード、特別永住者証明書 ○その他(※) ある場合は 持ってきてください マイナンバーカードなど

※その他(※): 家族の 年や 子どもがいるか どうか などで 必要な 書類が 違います。

詳しいことは 区役所の窓口で 聞いてください。

※あなたの かわりに ほかの人が 来るときは、委任状と 届ける人の 本人確認書類(免許証など)が必要です。

種類	いつ	必要なもの
出生届 子どもが生まれた	生まれた日から 14日以内	<p>○出生届書 ○出生証明書 ○親子健康手帳</p> <p>※生まれた子どもが日本に住み続けるためには、在留許可が必要です。出入国在留管理庁に申し込んでください。</p>
結婚・離婚		<p>国籍によって必要な書類が違います。</p> <p>必要な書類については、区役所の区民課・総合出張所に聞いてください。</p>
死亡 家族やいっしょに住んでいる人が亡くなった	亡くなったのを 知ってから 7日以内	<p>○死亡届書 ○死亡診断書</p> <p>※在留カードと特別永住者証明書を、出入国在留管理庁に返してください。</p>

※上↑は からず 必要な書類です。ほかの書類も必要なときがあります。

家を売ったり、買ったりするようなとても大切な契約のとき、「実印」が必要なときがあります。
「実印」は、区役所で登録した印鑑です。実印を使うとき、「印鑑登録証明書」という書類も必要です。(本当にその印鑑が「実印」かどうかチェックするためです。)
印鑑の登録は、15歳以上の人ができる。登録が終わったら、印鑑登録証(カード)をもらいます。

種類	必要なもの
印鑑登録	<p>○登録する印鑑 ○本人確認書類</p> <p>在留カード、運転免許証、パスポートなど写真がある証明書</p> <p>○登録料 300円</p>

※登録できない印鑑もあります。

あなたのかわりにほかの人が申請するときは必要な書類が違います。
詳しいことは、区役所の窓口で聞いてください。

種類	必要なもの
戸籍・住民票がほしい	○本人確認書類 在留カード、運転免許証、パスポートなど 写真がある 証明書
印鑑登録証明書がほしい	○印鑑登録証 ○本人確認書類 在留カード、運転免許証、パスポートなど 写真がある 証明書

※あなたの かわりに ほかの人が 来るときは 必要な 書類が 違います。

詳しいことは、区役所の窓口で 聞いてください。

※証明書を もらうときは、手数料[お金]を 払わなければなりません。

※(1)～(4)は 総合出張所と、芳野分室でも、受付や 手続きが できます。

(時間:月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始は 休みです)

※(4)は 中央区役所時間外証明窓口でも、手続きが できます。

(時間:月曜日～金曜日 午後5時15分～午後7時 土曜日・日曜日・祝日 午前9時～午後7時

※年末年始は 休みです)

(5)マイナンバーカードを使って、コンビニで 証明書を もらうことができます

下↓の証明書を、コンビニ(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート)などで もらうことができます。

証明書の種類	手数料[必要なお金]	
	役所の窓口	コンビニ
住民票の写し	400円	200円
印鑑登録証明書	400円	200円
市県民税(所得・課税証明書)	400円	200円
納税証明書 (市県民税・固定資産税・都市計画税)	400円	200円
固定資産関係証明書 (資産証明、評価証明)	400円	200円
戸籍全部(個人)事項証明書(謄本・抄本)	450円	200円

※必要なもの マイナンバーカード

※時間 午前6時半～午後11時(年末年始、メンテナンス日は できません)。

戸籍証明:午前8時半～午後8時(登録すれば 熊本市ではない人も もらえます)。



マイナンバーカードについて↓:英語、中国語、韓国語を含む 7か国語で 案内しています

マイナンバーカード総合サイト (kojinbango-card.go.jp)

